神奈川県におけるいじめの状況について
（公立小・中・高・特別支援学校）

資料１－１

令和２年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査の結果より抜粋

いじめの認知件数は、全ての学校種で減少しました

いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）

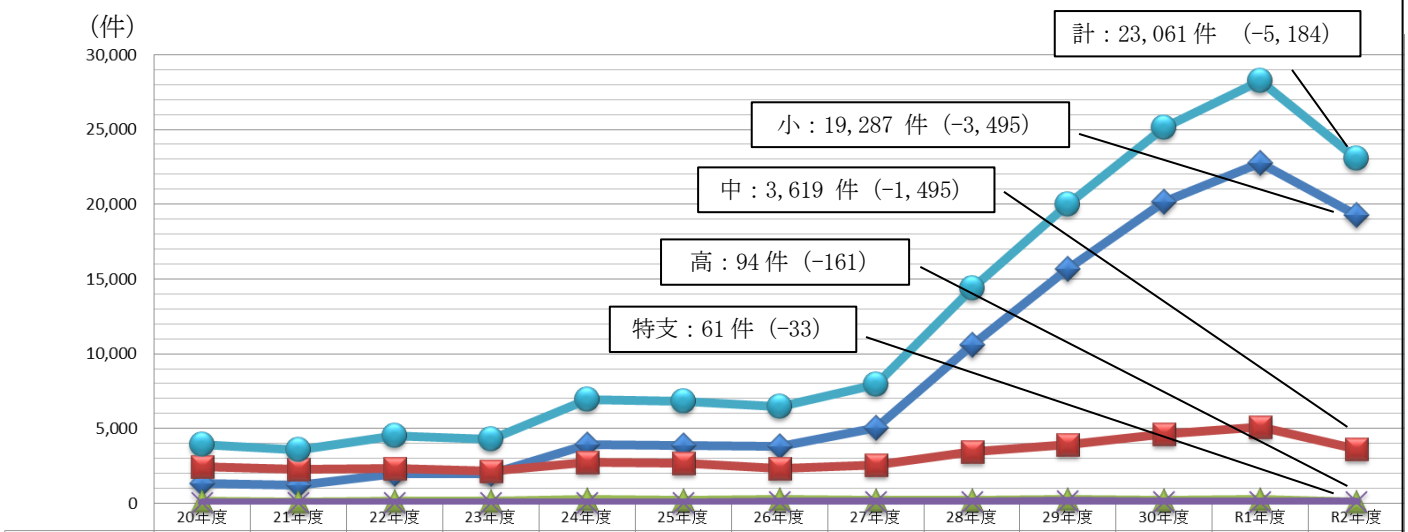

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
小学校	1,320	1,198	1,998	1,992	3,908	3,870	3,834	5,030	10,607	15,680	20,155	22,782	19,287
中学校	2,421	2,256	2,358	2,157	2,729	2,708	2,304	2,554	3,459	3,907	4,661	5,114	3,619
高等学校	154	115	116	124	252	190	266	226	199	268	230	255	94
特別支援学校	14	11	28	10	36	51	75	106	110	142	60	94	61
計	3,909	3,580	4,500	4,283	6,925	6,819	6,479	7,916	14,375	19,997	25,106	28,245	23,061

令和２年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、**前年度より5,184件減少し、23,061件**でした。小・中学校では、平成27年度以降、毎年度認知件数が増加してきましたが、今回、**６年ぶりに減少しました。**

小学校第１学年では、認知件数が増加しました

各学年1,000人あたりのいじめの認知件数（小学校）

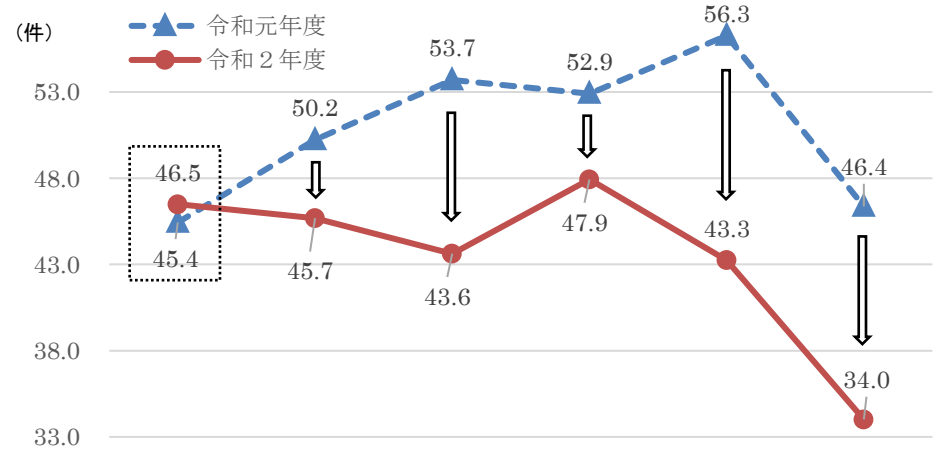

		１学年	２学年	３学年	４学年	５学年	６学年
令和元年	総数	3,318 件	3,663件	4,020件	3,961件	4,261件	3,559件
	1,000 人あたり	45.4件	50.2件	53.7件	52.9件	56.3件	46.4件
令和２年	総数	3,330 件	3,337件	3,191件	3,601件	3,244件	2,584件
	1,000 人あたり	46.5 件	45.7件	43.6件	47.9件	43.3件	34.0件

小学校におけるいじめの認知件数の減少は、コミュニケーションや感情のコントロールなど、社会で生きるために必要なスキル等について指導し、未然防止の取組が進んできた成果だと考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響も考えられます。

その中で、小学校第１学年のいじめの認知件数が増加していることについて、各小学校では入学に際して、保護者と連携、協力しながら、児童間の人間関係づくりの指導を充実させていく必要があります。

文部科学省「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について」（令和３年９月21日）より抜粋

いじめの早期発見・認知にあたっては、（中略）早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したりすることなく、組織的な対応を行うことが求められます。

いじめの解消に向けた継続的・組織的な取組が定着しています【県独自項目】

令和２年度末時点でのいじめの解消率70.5%が、令和３年７月20日（夏季休業前）時点で92.1%と向上しました。学校では、認知したいじめを全て解消することをめざし、年度を越えて情報を引き継ぐなどしながら、継続的・組織的に粘り強く取り組んでいます。

いじめの解消率（小・中・高・特支）

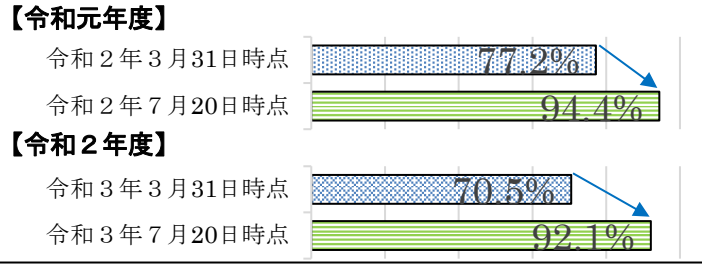

ＩＣＴ機器の取扱いについて、一層丁寧な指導が必要です

いじめの様態の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（件）

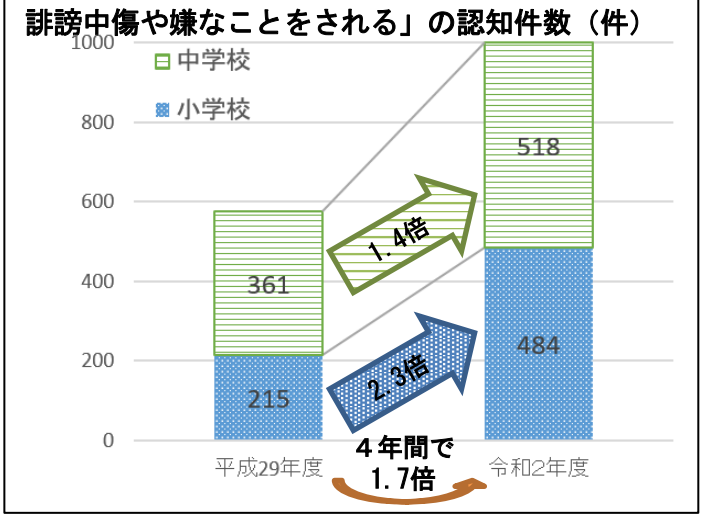

現在、小・中学校の児童・生徒も日常的にスマートフォン等を活用する機会が増えてきています。そのような中、いじめの態様の中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数が、平成29年度から令和２年度にかけて、小学校は2.3倍、中学校は1.4倍、小・中学校合計では1.7倍となっています。

スマートフォンの急速な普及に伴い、小・中学校段階から、ＳＮＳ等を介したいじめが増加しています。ＧＩＧＡスクール構想による一人一台端末の整備が進んだことを契機に、学校は情報モラルやＩＣＴ機器を適切に使うスキル等の指導について、より一層充実させていく必要があります。

神奈川県教育委員会「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」（平成30年６月）p. 141

児童・生徒が情報モラルの大半が日常モラルであることを理解し、さらに情報技術の基本的な特性を理解することで、問題の本質を見抜いて主体的に解決できる力を身につけることができると考えます。

情報モラル＝日常モラル　＋　情報技術の特性の理解

いじめを見逃さず認知する取組が、小・中学校において定着しています

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、法に基づくいじめの問題への対応が進んでいく中で、いじめを認知した学校の割合は増加しています。

また、令和２年度調査の「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」のうち、

- **いじめの問題に関して、職員会議等を通じて教職員間で共通理解を図った**
- **道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った**
- **いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した**

の３項目で、小・中学校ともに実施率が100%となり、学校での組織的な取組が進んでいると考えられます。（資料２　11ページ参照）

今後も引き続き、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの早期発見及び迅速な初期対応をはじめとした、組織的な取組を推進していくことが重要です。
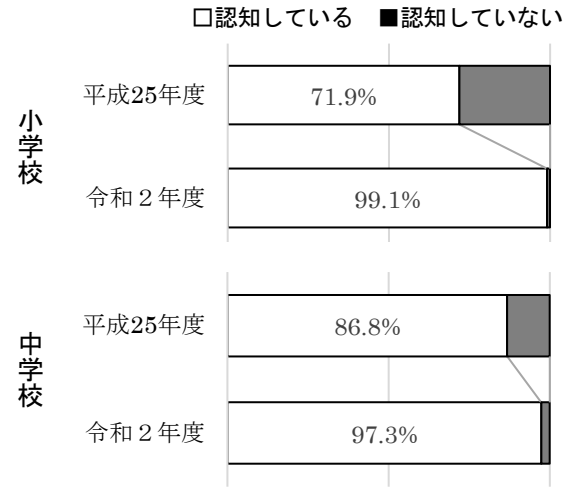
学校総数に対する、いじめを認知している学校の割合の推移